

写

技 第 2 9 3 号
平成 2 9 年 9 月 2 6 日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長 } 様

土木部技術管理課長

土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（案）について（通知）

工事現場周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行なう費用は、これまで「イメージアップ経費」として計上してきましたが、経費の内容を明確にするため、名称を平成29年10月1日より「現場環境改善費」に改定することとしました。

これに併せ、現場環境改善費の算定について必要な事項を定めた積算要領を、別添のとおり策定し、下記のとおり適用しますので、関係職員に周知願います。

なお、平成19年9月6日付け技第330号「イメージアップ経費積算要領の一部改正について」は廃止します。

また、市町村へは別途送付しています。

記

1. 対象工事

農林水産部及び土木部が所管する建設工事

ただし以下のものは除く

- (1) 農村整備課・農地整備課所管事業
- (2) 漁港漁場整備課所管事業
- (3) 港湾空港課所管事業
- (4) 建築住宅課所管事業
- (5) 災害復旧事業

2. 適用

平成29年10月1日以降起案する発注工事

3. その他

積算要領（案）は技術管理課のホームページに掲載します。また、「職員ポータルライブラリ」に併せて登録します。

なお、「職員ポータルライブラリ」の登録先は下記のとおりです。

土木部一技術管理課-01-03-359【設計積算基準関連通知】現場環境改善費積算要領

土木部 技術管理課
農林設計基準グループ 安部/西山
土木設計基準グループ 田中
電話：0852-22-5942/5941

土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（案）

I 目的

本要領は公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

II 対象となる内容

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携（以下「現場環境改善等」という。）に関するものを対象とする。

III 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善等が必要と認められる場合に適用する。

IV 積算方法

1. 基本的な考え方

- (1) 現場環境改善費の積算は「建設工事積算基準 第I編（総則）第9章（土木請負工事における現場環境改善費の積算）」による。
- (2) 現場環境改善等に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとするが、地域との調整が未実施などの場合は設計変更により計上すること。また、標準的な実施内容を特記仕様書に明示すること。なお、特記仕様書への明示は別添【特記仕様書記載例】を参考とすること。
- (3) 特別な内容を行う場合で、費用が巨額となり現場環境改善等に要する費用を率分で計上することが適当でないとは判断されるものは、実施内容を特記仕様書に明示するとともに、その費用を「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。

2. 受注者から請求があった場合

- (1) 受注者から現場環境改善費の請求があり、受発注者間の協議において、内容が「III 適用の範囲」に該当すると認められる場合は設計変更により計上すること。

3. 実施項目が5項目未満の場合

- (1) 現場環境改善費率により計上される費用は、原則として計上費目ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5項目の内容を基本とした費用であるが、工事規模や地域の状況を踏まえ、実施内容が、標準的な現場環境改善で5項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。なお、その費用は、現場環境改善費率から計算される額を上限額とする。

V 現場環境改善等計画書の提出について

現場環境改善等に係わるすべての工事について、現場環境改善等計画を施工計画書に含めて提出させるとともに、工事完了後において、その実績を写真にて提出させること。

VI 工事成績評定の取り扱いについて

費用を計上した項目については、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象としない。

VII 現場環境改善費の実施事例

取り組み内容の選定にあたっては、本事例にとらわれることなく、工事規模や地域の状況に応じた内容を創意工夫し選定すること。

【現場環境改善（仮設関係）】

- ・ 小学校付近の通学路において、バリケードや現場事務所等への照明にイルミネーションを施した。
- ・ 現場事務所付近に手作りの柵や壁掛け用の鉢を設け、周辺住民や作業員が親しみやすいようにした。
- ・ 化粧パネルやデザインを入れた仮囲いやガードフェンスを現場に設置した。
- ・ 人工芝やカラーフェンスを使用して仮歩道を設置した。

【現場環境改善（営繕関係）】

- ・ 現場事務所に冷蔵庫、製氷機及び自販機を設置した。
- ・ 作業員の作業環境改善のため、木製テーブルや椅子を用いた屋外休憩所を設置した。
- ・ 現場事務所の休憩所に温水シャワー設備や水洗トイレを設置した。

【現場環境改善（安全関係）】

- ・ 写真や地元キャラクターのデザインを用いた工事用看板を設置した。
- ・ 新規入場者の顔写真入りの標示板を設置した。
- ・ 熱中症対策として、熱中飴や経口保水液を常備した。

【地域連携】

- ・ 事業計画概要や計画図を作成し、事業の必要性や竣工後の様子を広報し住民理解度の向上に努めた。
- ・ 作業場所周辺の環境整備として、横断歩道や歩道の清掃活動を定期的に行った。

VIII その他

工期設定に際しては、現場環境改善等の準備に必要な期間を考慮すること。

【特記仕様書記載例】

工事現場の現場環境改善等

1. 工事現場の現場環境改善等は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
2. 現場環境改善等の内容については、下記のとおりとする。
 - (1) 現場環境改善（仮設関係）
〇〇を実施するものとする。（※別表第1を参考とする。）
 - (2) 現場環境改善（営繕関係）
〇〇を実施するものとする。（※別表第1を参考とする。）
 - (3) 現場環境改善（安全関係）
〇〇を実施するものとする。（※別表第1を参考とする。）
 - (4) 地域連携
〇〇を実施するものとする。（※別表第1を参考とする。）
3. 現場環境改善等については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
4. 工事完了時には、現場環境改善等の実施写真を提出するものとする。
5. 本特記仕様書によるものは、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象とはならない。

【別表第1】

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設関係）	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降階段の充実、6. 環境負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女子更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化、 3. デザインボックス（交通誘導員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献